議会運営委員会会議録 (要旨)

日時	平成30年2月19日(月) 午前10時00分~午前11時03分		
場所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室		
出席委員	委員長 岡崎つよし 副委員長 じんの和子 委 員 大島令子 川合保生 木村さゆり 山田かずひこ 山田けんたろう		
欠席委員	林みすず		
	市長吉田一平		
職務のため出	総務部長 青山均		
席した者の職	議長加藤和男		
氏名	委員外議員 青山直道		
	事務局長 福岡隆也 主幹 貝沼圭子 専門員 大谷悠		

あいさつ
議長、市長

(委員長) 本日、林みすず委員から病気のため欠席の連絡があった旨報告する。

2 議顥

(1) 平成30年第1回長久手市議会定例会議事日程について ア 付議予定議案について

<説明:総務部長>(議案第37号のとおり)

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

<市長、総務部長退席>

<説明:事務局>(発委第1号のとおり)

(委員長) 2月21日本会議に議会運営委員会提出としてよいか。

<異議なし>

イ 一般質問について

(事務局) 発言通告の提出は代表質問 6 人、個人質問 1 0 人あった。日程案を 2 案作成したので協議されたい。

	A案	B案
2月26日	代表質問5人	代表質問6人
2月27日	代表質問1人、個人質問5人	個人質問5人
2月28日	個人質問5人	個人質問5人

(委員長) どちらの案がよいか会派ごとに意見をいただきたい。

<B案がよいという会派が多数>

(委員長) 一般質問の議事日程はB案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程について

<説明:事務局>(議事日程第1号~第6号のとおり)

議案第37号及び発委第1号が提出されたので、次のとおり議事日程を変更する。

- ・ 日程第1号日程第5に議案第37号、日程第6として発委第1号を追加し、以下 の日程を繰下げ
- ・ 日程第2号日程第3に議案第37号を追加
- ・ 日程第3号から日程第5号まで日程第1に一般質問順をB案のとおり追加
- ・ 日程第6号日程第1に議案第37号を追加
- 請願・陳情の提出はなし
- (委員長) 議事日程について意見はあるか。

<異議なし>

- (委員長) 議場での発言の方法について、市議会会議規則第49条第1項で「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び自己の議席番号を告げ議長の許可を求めなければならない。」とある。議案質疑や委員長報告に対する質疑で各議員の発言があることが予想されるが、「○○番。」と発言して挙手することで統一してはどうか。各会派で意見はあるか。
- (改革ながくて) 会議規則で規定されているので、提案に賛成である。

<創政クラブ、公明党、長久手グローバルネット、政策グループガイアも賛成>

- (市民ネット) 尾張旭市長久手市衛生組合議会では、尾張旭市議会選出の組合議員が「議長、○○番、○○(氏名)」と発言している。番号と氏名くらいは発言する必要なのではないか。
- (議長) 起立して「議長」と呼ぶより、挙手して議長から指名された時に自己の議席 番号を言ってから発言を始めるのが自然な流れである。
- (委 員) 「議長」と挙手して発言し、議長が指名したら「○○番、○○(氏名)。」と してはどうか。
- (副委員長) 尾張旭市議会は「議長、○○番、○○(氏名)。」と挙手してから議長が指名している。
- (委員) 議長への発言要求、議長の発言許可・指名、発言の流れの中で、誰が何を言 うのかははっきり決めた方がよい。
- (議長) 執行部は「議長、○○(役職名)。」と挙手し、議長が役職名で指名した後に

発言している。この例にならうと、質問しようとする議員は「議長、〇〇番。」と挙手し、議長が「〇〇番、〇〇議員。」と指名した後に発言することになるのではないか。

(委員長) 発言の方法は、発言しようとする議員は「議長、○○番。」と挙手し、議長が 「○○番、○○議員。」と指名してから発言することとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 異議なしであるので、必ずこの発言方法を守られたい。

(2) 予算特別委員会委員について

(委員長) 各会派の予定議員を報告してほしい。

・公明党 木村さゆり議員

・市民ネット じんの和子議員

・創政クラブ 岡崎つよし議員、山田かずひこ議員

・長久手グローバルネット 佐野尚人議員

・政策グループ ガイア 上田大議員

・改革ながくて 川合保生議員

・会派に属さない議員 林みすず議員

(委員長) 以上のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(3) 平成30年第1回臨時会及び第2回定例会について

<説明:事務局>(会期日程案のとおり)

- 第1回臨時会(5月15日 予備日5月16日)
- 第2回定例会(6月14日から7月6日までの23日間)

(委員長) 会期日程案について意見はあるか。

<異議なし>

- 3 その他
 - (1) 代表質問の議事進行について
- (事務局) 代表質問に係る関連質問の方法が変わったため、開会日散会後に全議員と執 行部に説明したい。

(委員長) 説明のとおりとしてよいか。

<異議なし>

- (2) 撮影許可の取扱いについて
- (副委員長) 前回の議会運営委員会で撮影許可の取扱いについての議題があったが、先 日配付された会議録は「撮影許可の依頼があった場合は、議長の判断とし、議 会運営委員会で議長から報告する」となっている。開かれた議会を目指して撮

影を許可することを前提として議長が判断することとしたような気がしたが、 もう一度確認したい。

- (事務局) 前回の議会運営委員会では、以前の議会で報道機関の撮影許可に関して問題があったため、議会傍聴規則で規定されているとおり議長が判断するという再確認のために議題となっていた。確かに開かれた議会という意見もあったが、撮影許可が前提ではなかったと認識している。
- (委員) 報道機関が傍聴席で撮影を希望した場合、すべて認めるのか。また認める場合は本会議中に撮影することは禁止するなどのルールを決めておく必要がある。撮影許可の依頼があった都度、議会運営委員会で許可を審査するのはそぐわないので、撮影許可が議長の権限であることに違和感はない。
- (委員長) 報道機関は本会議直前に撮影許可を依頼してくることが多く、そのたびに緊急の議会運営委員会を開催して審査することはそぐわないので、議長が判断することになっていると認識している。本市議会の議場は狭く、傍聴席にも報道機関専用のスペースもないため、報道機関には真摯な対応をしてほしいと考えている。
- (委員) 撮影されるのは問題ないが、シャッター音が鳴らないよう配慮を求めるべき である。
- (委員長) 近隣の市議会の状況であるが、本市、瀬戸市、日進市、豊明市は議長判断、 尾張旭市は撮影等許可基準を順守することが条件に許可となっている。撮影許 可に関してルールを整備するのであれば、今後の議会運営委員会で議論してい く。

<午前10時50分休憩> <午前11時00分再開>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(副委員長) 議長が極力撮影を許可する方針で判断するということを確認した。前回議 会運営委員会の会議録の表現もそのままでよい。

(委員長) 以上、委員においても承知されたい。

次回は5月8日(火)午前10時 以上で議会運営委員会を終了する。